

エブレン株式会社 定款

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、エブレン株式会社と称する。
英文では、EBRAINS, INC. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 産業用電子機器、部品並びにシステムの開発、製造、販売、輸出入。
② 前号に附帯する、一切の業務。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都八王子市に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、6,140,000 株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招 集)

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条 （議 事 録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第19条 （取締役の員数）

当会社の取締役は8名以内とする。

第20条 （取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 （代表取締役及び役付取締役）

取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統轄する。
- 3 取締役会はその決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

第23条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第25条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条 (監査役の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第32条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (常勤監査役)

監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第38条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第40条 (監査役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第41条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会によって選任する。

第42条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第44条 (会計監査人の責任免除)

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第45条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。

第46条 (期末配当金)

当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

第47条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払うことができる。

第48条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

初版発行日：1973. 10. 22
最新改訂日：2004. 06. 30
最新改訂日：2005. 11. 05
最新改訂日：2005. 12. 20
最新改訂日：2005. 12. 22
最新改定日：2006. 6. 28
最新改定日：2008. 6. 27
最新改定日：2009. 6. 26
最新改訂日：2018. 11. 15
最新改訂日：2020. 2. 14